

墨田区選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由

投票管理者の交替制が可能となった。（公職選挙法施行令第25条）

2 改正内容

投票管理者の報酬の額について、半日従事する場合の報酬の額を定める。

（1）投票管理者 9,500円とする。

（2）期日前投票における投票管理者 8,500円とする。

3 施行期日

公布の日から施行する。